平成２５年（フ）第３９５２号
大阪府寝屋川市香里新町６番１―302号
債務者　藤田　　勉
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００８号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　カルムⅠ303号
債務者　関山　広毅
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２０号
大阪市城東区蒲生２丁目７番43―112号
債務者　山﨑佳代子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５２号
大阪市住之江区浜口東３丁目５番19号８Ｃ号
債務者　松嵜　勇介
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６９号
千葉市中央区蘇我町２丁目652番地の７
破産者　有限会社佐秀建設
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
千葉県市原市下野442番地41
破産者　佐生　秀夫
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
千葉県市原市下野442番地41
破産者　佐生　睦子
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９４号
千葉県市原市西国分寺台２丁目８番地３　アスカ２－１
破産者　松本　　肇
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８０号
千葉市若葉区千城台東１丁目11番１号　グレースⅢ102号
破産者　杉山　政治（旧姓友田）
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
岐阜県高山市三福寺町623番地14
破産者　アーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
大阪府大阪市淀川区西中島３丁目８―15
破産者　株式会社エクセレントサービス
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
大阪府大阪市天王寺区東上町４番18号真和ビル１階
破産者　株式会社朝日コーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
北海道小樽市長橋１丁目17番28号
破産者　有限会社きくち食品
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１２１号
埼玉県越谷市大成町２丁目308番地１
破産者　鈴木　芳郎
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２２号
千葉県習志野市秋津１丁目１番６―104号
破産者　有限会社アイトップ
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６２号
千葉県市川市大町20番地14
破産者　久保　　実
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
千葉市花見川区花見川１番23棟308号
破産者　高橋　敏雄
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１６号
千葉県船橋市北本町２丁目63番１―310号
破産者　渡辺　秋伸
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３０号
相模原市緑区小渕849番地
破産者　有限会社天野電気商会
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３８号
千葉県四街道市大日972番地の６
破産者　有限会社高師自動車
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部